

[別表3]

加入契約の特約、利用料の割引について

お客様の費用負担を軽減させていただいておりますので、お客様のご都合により工事完了後に解約された場合は解約金が必要です。

内容については下記のとおりデジタルコース・デジタルライトコース・地上デジタルコース・インターネット・WiMAX・ケーブルラインと違いがありますのでご注意ください。

※利用料金の割引は、インターネットの料金から割引をします。インターネットの契約がない場合、テレビの料金から割引をします。

また、いずれかのサービスの解約や休止の場合、割引が適用されない場合があります。

※提供するサービスやキャンペーンにより契約条件が満たされる月が異なる場合があります。

記

1. 初期費用割引(税別)

(1) 初期費用二年特約

- ① インターネット(ライト・エコノミー・ハイパー)プラン契約後、初回の引き落としがされた月から24ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。
24ヶ月以内に解約されると解約金20,000円が必要です。
※プランダウンについては初回(1回)のみ変更手数料0円。
※プランダウンについては初期費用割引の特約で加入した場合は、6ヶ月の利用料のお支払後に変更可能です。
- ② ケーブルライン契約後、初回の引き落としがされた月から24ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。
24ヶ月以内に解約されると解約金10,000円が必要です。
- ③ テレビ(デジタル・デジタルライト)コース契約後、初回の引き落としがされた月から24ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。24ヶ月以内に解約されると解約金20,000円が必要です。
- ④ WiMAXサービス契約後、初回の引き落としがされた月から24ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。24ヶ月以内に解約されると解約金20,000円が必要です。

(2) 初期費用三年特約

- テレビ(デジタル・デジタルライト)コース契約後、初回の引き落としがされた月から36ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。36ヶ月以内に解約されると解約金30,000円が必要です。
※36ヶ月以内に解約、地上デジタルコースへの変更は解約金30,000円が必要になります。
※デジタルコースからデジタルライトコースへの変更は可能ですが、手数料2,000円が必要です。

2. 利用料割引(税別)

(1) 利用料三年特約

- ① トリプル加入(テレビ(地上デジタル・デジタルライト・デジタル))+(インターネット(エコノミー・ハイパー))+(ケーブルライン)契約後、初回の引き落としがされた月から36ヶ月分の利用料のお支払が条件となります。36ヶ月以内に解約されると解約金30,000円が必要です。
- ② 「利用料三年特約」の新規契約者が「初期費用割引特約」で加入しており、途中解約で「初期費用割引特約」の契約期間が満了していない場合、その解約金と「利用料三年特約」の解約金のどちらか高額な方が適用されます。(30,000円~60,000円)
- ③ 「利用料三年特約」の更新月については、更新月を事前にお知らせ致しますので、更新月に解約のお申し出がない場合、さらに三年間を契約期間として更新します。
(契約更新月は「利用料三年特約」の料金の初回の引き落としがされた月から37ヶ月目の月です。)